

# 賀茂地域広域連携会議

賀茂地域6市町

美しい伊豆  
創造センター

県

賀茂振興局

## 賀茂地域広域連携会議

(賀茂地域6市町長+静岡県副知事)

幹事会

### 専門部会

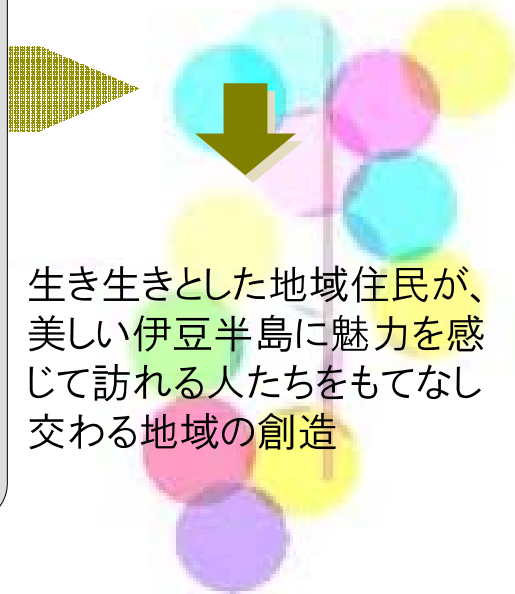
#### (1) 行政分野の連携～行政体制整備

教育委員会の共同設置、監査事務の共同化、地籍調査の共同実施、地域包括ケアシステムの構築・運用、技術的・専門的知識を要する事務の共同処理（技術職員の共同利用）、公共施設の長寿命化、共同活用・管理（水道事業）

#### (2) 官民・民民の連携

～美しい伊豆創造センターの理念の実現  
伊豆半島クリーン作戦、伊豆半島食の祭典、伊豆半島周遊ルートの開発、歴史的建造物の保存・活用における共同の景観まちづくり

- 人口減少への対応
- 行政効率化による住民サービス提供体制の安定化・効率化
- 産業育成・まちづくり分野への人的資源配分
- 伊豆半島グランドデザインの理念実現



生き生きとした地域住民が、美しい伊豆半島に魅力を感じて訪れる人たちをもてなし  
交わる地域の創造

賀茂地域広域連携会議設置要綱

(設置)

第1条 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町（以下、「賀茂地域」という。）における連携強化、一体的な振興を図るための方針や計画の決定等を行うことを目的とし、賀茂地域広域連携会議（以下、「広域連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 広域連携会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域の課題解決に向けた広域連携の方針又は計画協議に関すること。
- (2) 決定した方針又は計画実現のために必要な県・市町事業の連携調整に関すること。
- (3) 県・市町の連携協約制度等を活用した事務執行体制の検討に関すること。
- (4) その他、広域連携推進のために必要な協議に関すること。

(組織)

第3条 広域連携会議は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 議長は、静岡県副知事をもって充てる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 広域連携会議は、議長が必要に応じて招集し、主宰する。

(参与)

第5条 広域連携会議には、必要に応じて参与を置くことができる。

- 2 参与は、広域連携会議において意見を述べることができる。

(幹事会)

第6条 広域連携会議の所掌事務に関し、幹事会を置く。

(幹事会の構成)

第7条 幹事会は、別表2に掲げる職にある者を幹事とし組織する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、幹事長は静岡県賀茂振興局参事兼地域振興課長をもって充てる。

- 3 幹事長は、幹事会を主宰する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による幹事以外の者を加えることができる。

(幹事会の会議等)

第8条 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。

- 2 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事会構成員を長とした専門部会を設置することができる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 広域連携会議及び幹事会の庶務は、静岡県賀茂振興局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

所 属	役 職
静岡県	静岡県副知事
下田市	市長
東伊豆町	町長
河津町	町長
南伊豆町	町長
松崎町	町長
西伊豆町	町長

別表 2（第 7 条関係）

所 属	役 職
静岡県賀茂振興局	参事兼地域振興課長
下田市	統合政策課長
東伊豆町	企画調整課長
河津町	まちづくり推進課長
南伊豆町	企画課長
松崎町	企画観光課長
西伊豆町	まちづくり課長

## 賀茂地域広域連携会議 テーマの検討状況

区分	テーマ (部会長)	H28 年度開催時期及 び今後の予定	検討内容等
行政分野の連携	1 消費生活センターの共同設置 (県民生活課)	定期的に運営協議会を開催	○「賀茂広域消費生活センター」を平成28年4月に設置 <span style="float: right;">資料5</span>
	2 教育委員会の共同設置 (教育総務課・義務教育課)	第7回 H28. 7. 4 第8回 7. 21 第9回 9. 28 第10回 11. 10 第11回 11. 29 第12回 2. 6 第13回 5. 10 第14回～今後調整	○「賀茂地域教育振興方針」を平成29年2月21日に策定 ○「賀茂地域教育振興センター」を平成29年4月に開所(指導主事の共同設置) ○5/10 専門部会において、賀茂地域教育振興センターの活動状況等を報告し、賀茂地域教育振興方針の H29 重点取組及び賀茂地域教育振興センターだより(案)について協議等を実施 <span style="float: right;">資料2</span>
	3 税の徴収事務の共同処理 (税務課・市町行財政課)	定期的に運営協議会を開催 H29 第2回 H29. 4. 28	○「賀茂地方税債権整理回収協議会」を平成28年4月に設置 ○4/28 運営委員会において、平成30年度以降の共同徴収の継続について、専門部会により検討を進めることの協議、取りまとめを実施 <span style="float: right;">資料1</span>
	4 監査事務の共同化 (市町行財政課)	第2回 H28. 7. 7 第3回 10. 7 第4回 11. 25	○「監査のあり方」を踏まえた、監査事務様式・マニュアル等の共有化 ○「賀茂地域監査事務連絡会議」の設置
	5 災害時における人的・技術的支援体制の構築 (土木防災課)	第2回 H28. 4. 25	○『賀茂地域「ふじのくに災害復旧支援隊」派遣要領』を平成28年8月に施行 ○『静岡県「ふじのくに災害復旧支援隊」派遣要領』を平成29年4月に施行(拡大)
	6 地籍調査の共同実施 (農地計画課)	第6回 H28. 5. 24 第7回 7. 4 第8回 8. 9 第9回 8. 25 第10回 9. 26	○「賀茂地域における地籍調査の共同実施に関する基本協定」を平成28年10月19日に締結し、「賀茂地域地籍調査協議会」を設置 ○共同実施を平成29年4月から開始
	7 地域包括ケアシステムの構築・運用 (長寿政策課)	第12回 H28. 12. 21 第13回 1. 18 第14回 2. 1 第15回 2. 22 第16回 3. 28 第17回 4. 28 第18回 5. 10 第19回～今後調整	○2/22 専門部会において、「介護保険事業等及び保健事業における連携」の今後の検討スケジュール(案)及び検討組織(案)について、意見交換を実施 ○3/28 専門部会において、要介護認定作業部会、事業所指定作業部会及び保健事業作業部会の設置を決定 ○4/28 専門部会において、各作業部会の検討状況を報告。介護保険等・保健事業の連携に係る共同化可能な事務、事務別業務量について意見交換を実施。認知症施策推進はブロック毎の調整担当医師の設置等を確認 ○5/10 専門部会において、介護保険等・保健事業の連携に係る事務の流れと組織体制(案)について意見交換を実施。認知症施策推進はブロック内での支援チーム相互活用等の協議を実施 <span style="float: right;">資料3</span>
	8 技術的・専門的知識を要する事務の共同処理 (技術職員の共同利用) (市町行財政課)	第1回 H28. 7. 7 第2回 10. 7 第3回 11. 25	○『「技術的・専門的知識を有する職員」の共同利活用～「技術的・専門的知識を要する事務」の共同処理マニュアル～」策定
	9 公共施設の長寿命化、共同活用・管理 (水道事業) (市町行財政課)	第1回 H28. 6. 29 第2回 7. 28 第3回 10. 11 第4回 11. 24 第5回 2. 2 第6回～今後調整	○市町が策定する「経営戦略・水道ビジョン」策定に係る共通仕様書を取りまとめ ○同策定のサポート
官民・民民の連携	10 伊豆半島クリーン作戦	第4回 H28. 6. 17 第5回 8. 26	○平成27年度に15カ所(7市6町)で清掃活動を実施(約1,500人参加)(平成28年度は美しい伊豆創造センターが自主事業化)
	11 伊豆半島食の祭典	第6回 11. 7 第7回 12. 27	○平成27年度に伊豆半島内の道の駅7箇所を含め、全10回、物産展を開催(平成28年度は美しい伊豆創造センターが自主事業化)
	12 伊豆半島周遊ルートの開発	第8回～今後調整	○南伊豆・西伊豆地域公共交通活性化協議会と連携した観光周遊モデルルートの策定、オープンデータの作成等
	13 歴史的建造物の保存・活用における共同の景観まちづくり		
	14 移住定住施策の官民連携	勉強会 H29. 4. 28	○4/28 勉強会において、各市町の取組状況及び新規検討テーマの可能性について意見交換を行い、「(仮称)若者定住」専門部会設置提案の取りまとめを実施 <span style="float: right;">資料4</span>

(参考)

地方自治法に規定する事務の共同処理制度一覧

	協議会	機関等の共同設置	事務の委託	事務の代替執行	連携協約	一部事務組合	広域連合	任意の組織
根拠条文	第 252 条の 2 の 2～第 252 条の 6 の 2	第 252 条の 7～第 252 条の 13	第 252 条の 14～第 252 条の 16	第 252 条の 16 の 2、第 252 条の 16 の 3	第 252 条の 2	第 284 条～第 291 条、第 292 条～第 293 条の 2	第 284 条、第 285 条の 2、第 291 条の 2～第 291 条の 13、第 292 条～第 293 条の 2	
組織	○会長及び委員（構成団体職員から選任）					○執行機関、議会及び監査委員（広域連合は選挙管理委員会必置）		○協定等で定める
類型	①管理執行協議会 ②連絡調整協議会 ③計画作成協議会	①議会事務局、②執行機関（委員会若しくは委員）、③附属機関、④行政機関、⑤内部組織、⑥委員会事務局、⑦職員、⑧専門委員の共同設置 ※総合出先機関は含まれない				①一部事務組合 ②複合的一部事務組合		
イメージ								
法人格						あり（特別地方公共団体）		
構成団体	普通地方公共団体 ※特別区と一部事務組合・広域連合は、事務の共同処理に関しては普通地方公共団体と同様の扱いとなる					普通地方公共団体、特別区	※一部事務組合・広域連合も構成団体となりうる	
概要 (設置の目的等)	○行政界を超えた事務処理の合理化 ○普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成する	○行政機構の簡素化による経費節減、事務処理の効率化、人材確保等 ○議会事務局、執行機関としての委員会若しくは委員、執行機関の附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局、職員又は専門委員を共同で設置（政令で定める委員会は除外）	○受託団体が当該事務を処理することにより、委託団体が自ら当該事務を管理・執行した場合と同様の効果を生ずる ○当該事務についての法令上の責任は、受託団体に帰属し、委託団体は委託の範囲内において、当該事務を管理執行する権限を失う	○普通公共団体の事務の一部の管理・執行を当該団体の名において他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員に管理し及び執行させる	※広域連携の一層の推進のため、より弾力的な制度として平成 26 年に創設 ○普通公共団体の事務の一部の管理・執行を当該団体の名において他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員に管理し及び執行させる	○普通地方公共団体又は特別区の事務の一部を共同処理する	○普通地方公共団体又は特別区の事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進する	○行政界を超えた事務処理の合理化、連絡調整等
その他の特徴	○協議会固有の財産・公の施設、職員を有さない（事務は派遣職員が処理する） ○構成団体の執行機関は消滅しない ○管理執行協議会は構成団体の共通の執行機関たる性格を有し、協議会と構成団体との間には代理に準ずる効果が認められる	○共同設置した機関等は構成団体の共通の機関としての性格を有するため、共同設置した機関等の管理・執行したことの効果は、それぞれの構成団体に帰属する			○役割分担の基本的な方針や政策面での役割分担を文面化することで明確化が図られる ○総務大臣等は関係団体に対し、連携協約を締結すべきことを勧告できる ○自治紛争処理委員による処理方針の提示といった紛争解決のための手段が法に盛り込まれている	○直接請求は認められないが、実例により監査委員が義務設置とされているため、住民監査請求をすることができる ○構成団体の執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は組合又は広域連合の成立と同時に消滅する ○組合又は広域連合により処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外される ○課税権は有する ○課税権はない	○住民の存在を前提とする ○国・都道府県に権限移譲を要請でき、国・都道府県からの権限移譲受入が可能 ○直接請求が認められている（選管必置とされているため） ○構成団体に対する規約変更の要請、広域計画実施のための勧告ができる	
県内の事例	○消防通信指令 ○演習場対策 等 ※下線は過去の事例 ○市町村合併に関する法定協議会	○公平委員会 ○障害程度認定審査会 ○介護認定審査会 等	○住民票等の写し ○公平委員会 ○ごみ処理、し尿処理 等	—	○しずおか中部連携中核都市圏（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）	○ごみ処理、し尿処理、火葬場 ○消防・救急 ○障害者福祉施設、老人ホーム 等	○静岡県後期高齢者医療広域連合 ○静岡地方税滞納整理機構	
全国的事例	○広域行政計画等、社会教育、農業用水、小学校、中学校 等	○介護保険、公平委員会、障害者福祉 ※大阪府の池田市等 2 市 2 町による福祉、公害規制、まちづくり等の共同処理	○公平委員会、住民票等の写しの交付、競輪・競馬・競艇 等	○水道事業に係る事務、公害防止事務	○連携中核都市圏の形成に伴うもの（盛岡市ほか、金沢市ほか、長野市ほか、姫路市ほか、倉敷市ほか 等） ○都道府県・市町村相互間（鳥取県ほか） ○市町村相互間（大町市ほか）	○ごみ処理・し尿処理、消防・救急、火葬場 等	○後期高齢者医療、介護保険、ごみ処理・し尿処理 等	
賀茂地域広域連携会議の成果		○賀茂広域消費生活センター ○指導主事の共同設置			○賀茂広域消費生活センター ○指導主事の共同設置			○賀茂地方税債権整理回収協議会 ○賀茂地区地域包括ケアシステム連携推進協議会 ○賀茂地籍調査協議会